

本交渉議事録

- 1 日 時：令和 6 年 10 月 11 日（金）午前 9 時 00 分～9 時 20 分
- 2 場 所：上本町共通会議室 1
- 3 議 題：浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて
- 4 出席者：局 側：総務部長 他 5 名
組合側：委員長 他 4 名

5 内容

（局）

それでは、ただ今から、浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについての交渉を始める。

この件に関しては、令和 4 年 11 月 16 日の本交渉で、浄水場に勤務する技能職員の夜間勤務体制について宿直制度の導入を提案し、継続して交渉を重ねてきたが、運営面及び勤務制度面の課題があるとして合意に至らず、宿直制度導入に伴う諸課題の解決に向け、令和 6 年 4 月より新たな変形労働時間制度を暫定導入した。

令和 6 年 4 月以降、課題の解決に向け異常時対応業務の未経験者に対する OJT や研修等の取組を行いながら宿直制度導入の交渉を行ってきたが、令和 6 年 7 月の小委員会交渉において、現行の制度のままでは、30 時間を超える拘束時間の問題や手当がその勤務内容に見合わない点について、課題の解決に至るのは難しいのではないかと意見があった。

当局としては、夜間の異常時対応業務にかかる体制のあり方について局内で検討を進めながら、現在の変形労働時間制度の実施を通じて、業務の定着化を図ってきた。

およそ半年が経過した現時点で、異常時対応業務の未経験者に係る不安払拭などに向けた研修・OJT の取組状況や実際の業務経験を経た職場の意見を聴取したところ、現在の変形労働時間制度の実施によって、宿直制度の課題とされていた、夜間異常時対応業務にかかる不安など運営面の課題に対しては、解消に向けて一定の進展が見られたものの、宿直勤務に伴う長時間拘束について懸念する職員の声は依然として多い。

一方で当初からの宿直制度の趣旨にもあったとおり、今後、技能職員数が減少していく中、業務を効率化して業務執行体制を確保する必要がある。

それらを踏まえ、現行の変形労働時間制を廃止し、宿直制度の修正案として変則勤務型・宿直制度を導入してまいりたい。変則勤務型・宿直制度について次のとおり提案する。内容は担当係長から説明させていただく。

（局）

それでは、浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて説明する。

浄水場技能職員の夜間勤務体制につきましては、令和4年11月に、より効率的な業務運営体制とするべく、「宿直制度」の導入について労働組合に提案し協議を続けてきたが、諸課題があるとして合意に至っていない状況にあったため、宿直制度導入に伴う諸課題の解決に向け、令和6年4月から新たな変形労働時間制いわゆるシフト制度を暫定導入した。この間、シフト制度を運用してきたところ、宿直制度における運営面の課題である職員の多能工化や夜間異常時対応の未経験者の理解については一定の進展が見られたものの、依然として、職場への長時間拘束等の勤務制度面の課題については、職員の理解が十分に得られていない状況にある。こうした状況を踏まえ、浄水場技能職員の夜間勤務体制については、これまでと同様、効率的な業務体制の構築には宿直制度が有効であるとの方針のもと、勤務制度面の課題に対応したものとして、従事時間等を一部見直した変則勤務型・宿直制度を導入してまいりたい。

まず、変則勤務型・宿直制度の概要についてであるが、夜間を含む勤務について、ヒル時間帯である通常8時45分から17時15分とヨル時間帯として通常17時15分から翌1時30分を1勤務とし、自由時間となるインターバル時間の通常1時30分から1時45分を経て、アケ時間帯である通常1時45分から8時45分を宿直として従事し、翌日の昼間勤務についてはヨル時間帯に勤務したことによる振替とする勤務制度となる。

続いて勤務時間及び宿直時間とであるが、こちらは当初案から見直している。

まず昼間勤務の勤務時間については8時45分から17時15分までの間とし、休憩時間は12時15分から13時までの間とする。次に、夜間を含む勤務時間については、通常8時45分から翌1時30分とし、休憩時間は12時15分から13時まで、19時から19時30分までとし、早出の場合は8時30分から翌1時15分まで、休憩時間は12時15分から13時まで、18時30分から19時までの間となる。インターバル、自由時間であるが、通常1時30分から1時45分、早出の場合は1時15分から1時30分までの間となる。宿直時間については、通常1時45分から8時45分まで、早出の場合は1時30分から8時30分までの間となる。なお、昼間の人員体制に影響を及ぼさない範囲で、上記勤務形態以外にヨル勤務及び宿直の勤務パターンも可能としたい。

続いて対象所属及び対象職員等ですが、こちらは当初案から変更はない。対象所属は柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、設備保全センター、対象職員は対象所属の全技能職員となる。こちらについては夜間勤務において就業上の配慮すべき者は除くこととしたい。宿直場所は柴島浄水場、設備保全センターは柴島浄水場総合管理棟休養室等、庭窪浄水場、豊野浄水場は各管理棟休養室となる。

勤務日及び休日は、現行のシフト制度から変更はない。1か月単位の変形労働時間制を採用しており、所属ごとに勤務日等を割り当てる。休日・夜間においては、各所属2名の勤務となる。また、職員ごとの勤務日等の指定は、場長又は所長が当該月の初日の3日前の日までに本人に通知することとする。なお、指定した勤務日等は、特に必要と

認める場合を除いて変更は認めないこととする。

続いて、宿直手当であるが、こちらは当初案から見直している。1回当たり 5,800 円とするが、市長部局の例にならい、日常的な管理・監督に比して緊張度が高い場合や突発的な事態に対処・指導する必要がある業務に該当するものとして、これに 800 円を加算し支給する。

最後に、実施年月日は 2025 年令和 7 年 4 月 1 日としたい。説明は以上である。

(局)

提案内容については以上である。それでは、労働組合の意見を伺いたい。

(組合)

ただいま、令和 4 年 11 月に提案のあった宿直制度案の修正案として、変則勤務型・宿直制度の導入について提案を受けた。最初に確認しておくが、これは、これまでの宿直制度に変わる、新たな案として提案されているとの認識でよいか。

(局)

今回の見直し案は、現在の変形労働時間制度と同様、一部の業務を夜間に行い昼間の業務負担を軽減することで、当初の宿直制度案と同様の人員で業務を行おうとするものである。本来、昼間に実施可能な業務は昼間に行うことが基本であるという考え方には変化はないものの、職場に長時間拘束されることによる心身への負担を考慮し、今回、新たな案として提案している。

(組合)

確かに、宿直後に帰宅できることにより、当初提案の宿直制度からは、拘束時間は減少しているが、勤務ではなく宿直制度で、職員を拘束していることには変わりなく、2 勤務後の宿直という 24 時間の拘束についても長時間の拘束時間であると考えている。また、宿直後の指定休については、1 日 24 時間の休養ができていないことについて局として認識しているのか、それらを踏まえ、職員の負担を考えると、提示されている手当についても妥当ではないと考えている。

現在行っている変形労働時間制度により、宿直制度の課題とされていた夜間異常時対応業務にかかる不安など、運営面の課題に対しては解消に向けて一定の進展が見られたとされているが、現在行っている変形労働時間制度については、各所属により運用方法が違っていると聞いている。また、今まで日勤業務に携わっていた職員が、夜間業務を経験することで夜間業務についての不安という意味では、解消に向け一定進んでいるが、異常時対応に対しての不安はまだ残っていると聞く。

変形労働時間制度については、宿直制度での異常時対応への不安払拭の為、行って

いるものであり、その進捗状況については、今後も労使で確認し、どのように進めるべきか協議していくべきである。

(局)

異常時対応に対しての不安が残っているとのこと意見であるが、異常時対応業務の定着に向けた取組については、研修として OJT や e ラーニング、実技訓練の取組に加え、総合水運用センターと各現場との間の情報伝達訓練を実施しており、今後は各所属で異常時を想定した訓練を行う予定としている。引き続き、それら取組を行うことで不安払しょくに努めるとともに、適宜、小委員会交渉の場で情報提供をさせていただく。

(組合)

本日、提案を受けたばかりであり持ち帰ることとし、現行の変形労働時間制度の検証と新たな変則勤務型・宿直制度に対しての勤務労働条件等の詳細については、引き続き小委員会交渉で協議を行うこととする。

(局)

本日のところは、提案内容で一旦持ち帰り内部協議いただくということなので、今後の小委員会交渉の中で議論していきたいと考えているので、よろしくお願いします。

それでは、本日の交渉はこれで終了する。